

よくあるご質問

Q 給付の要件はありますか？

- A** あります。基本的な要件は、次のいずれにも該当する方です。
- 鳥栖市民税の納税義務者である法人または個人事業主であること。
 - 令和元年12月以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
 - 新型コロナウイルス感染症対策の影響により、令和2年2月から7月までのいずれか単月の売上が、前年同月の売上と比較して、50%以上減少していること。
 - 暴力団等に関与していないこと。
 - 鳥栖市税を滞納していないこと。

Q 給付対象となるのは、どんな法人ですか？

- A** 鳥栖市民税の納税義務者であって、資本金等10億円未満又は従業員2,000人以下の中堅・中小法人、個人事業主が対象となります。また、医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人についても対象とします。

Q 給付金の額はいくらですか？

- A** 法人等が最大30万円、個人事業主の方が最大15万円です。

Q 法人ですが、本店は市外にあり、鳥栖市には支店があります。給付対象となりますか？

- A** 鳥栖市民税を納税されていれば対象となります。申請の際に、鳥栖市へ提出した「法人市民税確定申告書」の写しを提出していただき、鳥栖市内に支店があることを確認させていただきます。

Q 個人事業主で住所は市内にありますが、店は市外にあります。給付対象となりますか？

- A** 鳥栖市民税の納税義務者であれば対象となります。営業等の事業収入があり、令和2年1月1日現在で、市内に住所を有していれば対象となります。

Q 個人事業主で住所は市外にありますが、店は市内にあります。給付対象となりますか？

- A** 対象となります。※7月2日より給付対象者を拡大
- 確定申告書で、店舗、事業所等の所在が確認できない場合は、次の書類のいずれかをご提出ください。
- 営業許可証の写し
 - 個人事業の開業・廃業等届書の写し
 - その他公的機関が発する許可証等で、鳥栖市内で事業を営んでいることが確認できる書類

Q 鳥栖市だけではなく、複数の店舗を構えている場合、比較する売上は、鳥栖市にある店舗の売上だけですか？

A 鳥栖市外の全店舗を含めた事業全体の売上と比較します。

Q フリーランスは対象になりますか。

A 事業として行っている場合のみが対象となります。令和元年分の「確定申告書」の写し等を提出していただき、業種や屋号、事業収入が計上されているかどうかを確認させていただきます。

Q 申請方法を教えてください。

A 申請書類を鳥栖市の公式ホームページからダウンロードしていただくか、次の施設の窓口でお受け取りいただき、必要事項を記入の上「郵送」してください。

【申請書等の配布窓口】

○鳥栖市役所商工振興課（鳥栖市役所南別館1階）電話番号0942-85-3605

○鳥栖商工会議所 電話番号0942-83-3121

【郵送先】

〒841-8511

鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市役所商工振興課

Q 申請は窓口でも可能ですか。

A 5月7日から8月31日まで（土・日曜日、祝日を除く）商工会議所に特別受付窓口を設けます。時間は、午前の部が午前9時から正午まで、午後の部が午後1時から午後5時までです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送申請の御協力をお願いします。

Q 申請の際に確定申告書の写しは必ず提出する必要がありますか。

A 令和元年の事業収入を確認する書類として、原則、令和元年分の確定申告書類の提出をお願いします。ただし、令和元年分の確定申告の義務がない方などについては、令和元年分の鳥栖市民税の申告書類の提出をお願いします。

Q 確定申告書の受付印は必須ですか。

A 受付印が押印された確定申告書を原則としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により郵送申告をされている場合等もありますので、必須ではありません。

Q 申請内容の適否について、通知などは届きますか。

A 申請書受理後、事務局において審査を行い、申請要件を満たしていることが確認できた場合に「給付決定通知書」を速やかに発送します。なお、申請要件を満たさなかった場合は「不給付決定通知書」を送付します。

Q 支給までどのくらい時間がかかりますか。

A 提出書類に不備等が無ければ、申請書受付後、10日程度で支給できます。